

## 平成 22 年度内閣府本府政策評価実施計画（案）について

平成 22 年 6 月 4 日

政策評価広報課

## 1. 政策評価について

- 政策評価は、各府省が、自らその政策の効果を把握・分析し、評価を行うことにより、次の企画立案や実施に役立てるもの。
- 「行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）」（以下「評価法」、別紙 1）等により、各行政機関の長は、政策評価に関する基本計画・実施計画の策定、事後・事前評価の実施等が義務付けられている。
- （参考）政策評価に係る基本方針案の作成、制度の推進等は総務省が実施。

## 2. 内閣府本府における政策評価

- 評価法第 2 条第 1 項の規定により、原則として、分担管理事務（内閣府設置法（別紙 2 参照）第 4 条第 3 項に規定する事務）にあたる政策が政策評価の対象。  
→内閣補助事務（内閣府設置法 4 条 1、2 項）は対象外。
- 内閣府では、以下の通り政策評価を実施（すべて内閣総理大臣決定）。
  - ◇ 3 年毎に基本計画を策定、政策評価の実施に関する方針等を決定。  
これまで平成 14 年 4 月、平成 17 年 4 月、平成 20 年 2 月に決定（対象はそれぞれ平成 14～16 年度、平成 17～19 年度、平成 20～22 年度の政策評価）。
  - ◇ 毎年度初めに実施計画を策定、対象政策の評価の判断基準となる目標値を策定。  
夏ごろに前年度の事後評価を実施。

## 内閣府本府の政策評価サイクル

		20 年度の政策	21 年度の政策	22 年度の政策
平成 20 年度	基本計画（平成 20 年 2 月決定） 対象期間： 平成 20～22 年度	（年度初） 実施計画 < 政策実施 >		
平成 21 年度		（夏頃） 事後評価	（年度初） 実施計画 < 政策実施 >	
平成 22 年度			（夏頃） 事後評価	（年度初） 実施計画 < 政策実施 >
平成 23 年度				（夏頃） 事後評価

（注 1）基本計画・実施計画は、補正予算成立等に伴い適時改正。

（注 2）これらの他、規制等を行う場合は「事前評価」を実施。

### 3. 平成 22 年度実施計画（案）のポイント

- 平成 22 年度実施計画（案）は 22 の政策分野を対象。
- 対象政策分野は原則として平成 21 年度と同じ。  
但し、①国民生活局の施策が市民活動促進を除き消費者庁に引き継がれたこと、②「新しい公共」が追加されたこと、③国会において改正国家公務員法が審議されていること、により修正（基本計画も併せて改正）。

平成 21 年度実施計画	平成 22 年度実施計画(案)
政策分野	政策分野
	市民活動促進
公文書館関連政策	公文書館関連政策
政府広報・広聴	政府広報・広聴
遺棄化学兵器廃棄処理	遺棄化学兵器廃棄処理
経済財政政策	経済財政政策
	<b>【新規】新しい公共</b>
地域活性化政策	地域活性化政策
科学技術政策	科学技術政策
防災政策	防災政策
沖縄政策	沖縄政策
共生社会政策	共生社会政策
栄典事務の遂行	栄典事務の遂行
男女共同参画社会の形成の促進	男女共同参画社会の形成の促進
<b>国民生活政策</b>	
食品安全政策	食品安全政策
原子力安全確保政策	原子力安全確保政策
公益法人制度改革等	公益法人制度改革等
経済社会総合研究	経済社会総合研究
迎賓施設の運営	迎賓施設の運営
北方領土問題の解決の促進	北方領土問題の解決の促進
国際平和協力業務等	国際平和協力業務等
科学に関する重要事項の審議等	科学に関する重要事項の審議等
官民人材交流センターの運営	民間人材登用等